

同一建物減算に係る計算書提出及び問合せ先（指定権者）一覧

事業所所在地	提出先	所在地・電話番号	備 考
大竹市, 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町	西部厚生環境事務所厚生課	廿日市市桜尾 2-2-68 0829-32-1181 (代)	※提出については県の電子申請システム又は電子メールによる。 (fjwkousei@pref.hiroshima.lg.jp)
竹原市, 東広島市, 大崎上島町	西部東厚生環境事務所厚生課	東広島市西条昭和町 13-10 082-422-6911 (代)	※提出については県の電子申請システム又は電子メールによる。 (fjwekousei@pref.hiroshima.lg.jp)
三原市, 尾道市, 世羅町, 府中市, 神石高原町	東部厚生環境事務所厚生課	尾道市古浜町 26-12 0848-25-4630	※提出については県の電子申請システム又は電子メールによる。 (fjekousei@pref.hiroshima.lg.jp)
庄原市	北部厚生環境事務所厚生課	三次市十日市東 4-6-1 0824-63-5181 (代)	※提出については県の電子申請システム又は電子メールによる。 (fjnkousei@pref.hiroshima.lg.jp)

※ 総合事業については、各市町へ提出すること。